

2022年7月4日 全17頁

## バーゼルⅢの最終合意の告示

## 信用リスク・アセットの算出手法の見直し（確定版）

国際行等は24年3月期、内部モデルを用いない国内行は25年3月期から適用

金融調査部 主任研究員 金本悠希

## [要約]

- 2022年4月28日、金融庁が、「バーゼルⅢの最終合意」を踏まえた、銀行の自己資本比率規制の改正告示（確定版）等を公表した。国際行又は内部モデルを用いる国内行は2024年3月31日から、内部モデルを用いない国内行は2025年3月31日から適用される（いずれも2023年3月31日から早期適用可能）。
- 標準的手法ではリスク・ウェイト(RW)が大幅に見直され、株式は5年間で段階的に250%（又は400%）に引き上げられ、事業法人向け債権の一部はRWが引き下げられる。住宅ローンは、原則としてLTV比率（＝ローン残高÷担保価値）に応じたRWが適用される。
- 内部格付手法について、株式、金融機関及び売上高500億円超の事業法人向け債権について利用が制限されるほか、「資本フロア」が導入され、自己資本比率の分母の圧縮額が一定限度に制限される。
- 見直しの影響として、標準的手法採用行では、株式や劣後債等のRWが上昇するため、有価証券投資が抑制される可能性がある。また、賃貸用のアパート・ローンの扱いが厳しくなるため、アパート・ローンが抑制される可能性がある。

(注) 本稿は拙稿「信用リスク・アセットの算出手法の見直し」(2021年11月11日付大和総研レポート)の確定版である。

## &lt;目次&gt;

1. はじめに	p. 2
2. 概要	p. 2
3. 標準的手法の見直し	p. 4
4. 内部格付手法の見直し	p. 12
5. 資本フロアの導入	p. 14
6. 適用時期	p. 15
7. 見直しによる自己資本比率への影響	p. 16

## 1. はじめに

2022年4月28日、金融庁が「バーゼルⅢの最終規則」（2017年12月にバーゼル銀行監督委員会等で合意）等を踏まえた銀行に対する[自己資本比率規制の告示の改正](#)（以下、「改正告示」）等を公表した。改正告示は、主に信用リスク、CVA（信用評価調整）リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクに関して見直しを行うものである。本稿では、このうち信用リスクに関する見直しについて、標準的手法を中心に解説する。

## 2. 概要

改正告示の内容のうち、2021年9月に公表された自己資本比率規制の告示の改正案（告示改正案）からの主な変更点は以下の通りである。

### ◇適用時期（※1）

- ・国際統一基準行又は内部モデルを用いる国内基準行：2024年3月31日（案段階から1年後ろ倒し）
- ・内部モデルを用いない国内基準行：2025年3月31日（案段階から1年後ろ倒し）

### ◇金融機関向けエクスポージャー

- ・暗黙の政府支援を勘案する格付が2029年3月30日まで利用可能（案段階から1年延長）

### ◇事業法人向けエクスポージャー

- ・中堅中小企業等（無格付）の場合、85%のリスク・ウェイト（RW）の適用が銀行の任意に（案段階では強制適用）

### ◇リテール向けエクスポージャー

- ・国内基準行（標準的手法）が、現行告示の中小企業等向けエクスポージャーを改正後の中堅中小企業等と扱える期間が2030年3月30日までに（案段階から1年延長）

### ◇自己居住用不動産等向けエクスポージャー

- ・一定の賃貸目的の住宅向けエクスポージャーを対象に追加

### ◇賃貸用不動産向けエクスポージャー

- ・国内行の特例において、抵当権により保全されている場合のRWを60%に（案段階では75%）

### ◇通貨ミスマッチのあるエクスポージャー

- ・個人向けの賃貸用不動産向けエクスポージャーが追加

### ◇劣後債権

- ・RWの見直しに関して経過措置が設けられ、他の規定により150%のRWが適用される場合を除き、適用1年目（※2）のRWが100%、適用2年目（※3）のRWが125%に（案段階では適用1年目から一律150%）

（※1）国際統一基準行又は内部モデルを用いる国内基準行、内部モデルを用いない国内基準行のいずれも2023年3月31日から適用することも可能。

（※2）国際統一基準行又は内部モデルを用いる国内基準行の場合、2024年3月31日～2025年3月30日、内部モデルを用いない国内基準行の場合、2025年3月31日～2026年3月30日。

（※3）国際統一基準行又は内部モデルを用いる国内基準行の場合、2025年3月31日～2026年3月30日、内部モデルを用いない国内基準行の場合、2026年3月31日～2027年3月30日。

改正告示による、標準的手法の主な見直しは図表 1 の通りである。

図表 1 標準的手法の主な見直し

		現行告示	改正告示
リスク・ウェイト (RW) の見直し			
金融機関向け債権		設立国政府の格付を参照、RW=20~150% (我が国の金融機関向け債権は RW=20%)	<b>貸出先</b> の格付(※1)又は自己資本比率規制等の充足度を参照、RW=20~150%
事業法人向け債権		格付を参照、RW=20~150% (無格付の場合、100%)	格付を参照、RW=20%~150% (BBB の場合の RW を 100% から <b>75%</b> に引下げ。無格付の場合、原則 100% だが、中堅中小企業は <b>85% も可能</b> )
リテール (中小企業、個人向け)		中小企業・個人：RW=75%	<b>適格中堅中小企業</b> (※2)・個人：RW=75% (一定の場合 (※3) は <b>45%</b> )
株式		RW=100%	<b>RW=250%</b> (投機的な非上場株式： <b>400%</b> ) (※4)
劣後債	国際行が保有	金融機関発行：RW=100% 事業法人発行：格付を参照	一律、RW= <b>150%</b> (※5)
	国内行が保有	金融機関発行：RW=250% 事業法人発行：格付を参照	金融機関発行：RW=250% 事業法人発行：RW= <b>150%</b> (※5)
TLAC 債・同順位債	国際行が保有	ダブル・ギアリング規制の対象。資本控除とならなかった部分は、金融機関向け債権	ダブル・ギアリング規制の対象。資本控除とならなかった部分は、RW= <b>150%</b>
	国内行が保有	自行の自己資本の 5% 相当額まで、金融機関向け債権。当該額を超える部分は、RW=150%	一律、RW= <b>150%</b> (※6)
住宅ローン	自己居住用	抵当権で完全に保全されている場合、 RW=35%	LTV 比率 (※7) を参照、RW= <b>20%~70%</b> (国内行は、LTV 比率によらず、RW=35% / 75% も可)
	賃貸用	抵当権で完全に保全されていない場合、 RW=75%	LTV 比率を参照、RW= <b>30%~105%</b> (※8) (国内行は、LTV 比率によらず、RW=60% / 105% も可)
事業用不動産関連債権		RW=100%	LTV 比率を参照、RW= <b>70%~110%</b>
与信相当額の算出方法の見直し			
コミットメントの掛目		・無条件で取消可能=0% ・その他=20% (1 年以内)、50% (1 年超)	・無条件で取消可能= <b>10%</b> (※9) ・その他=40%

(※1) 2029 年 3 月 31 日以後は、暗黙の政府支援を勘案していないものを用いなければならない。

(※2) 国内基準行は、2030 年 3 月 30 日まで、与信先が現行告示の中小企業に該当すれば、その与信先を中堅中小企業と扱うことができる。

(※3) クレジット・カード与信のうち過去 12 カ月間に返済遅延のない債務者向け与信、又は、過去 12 カ月間に引出実績のない当座貸越。

(※4) 5 年間で段階的に RW を引き上げ。

(※5) 他の規定により 150% の RW が適用される場合を除き、適用 1 年目の RW は 100%、適用 2 年目の RW は 125%。

(※6) 2019 年 3 月 31 日以前から継続保有している TLAC 債は、2029 年 3 月 30 日まで (現行告示の下での) 金融機関向け債権と扱うことができる。

(※7) LTV (Loan To Value) 比率は、不動産関連債権の額を担保価値の額 (不動産額) で割った比率。

(※8) 一定の場合、自己居住用と同じ RW が適用される。

(※9) 個人向けのクレジットカードに係るものに関して、内部モデルを用いない国内基準行については、5 年間かけて段階的に引き上げ。

(出所) 現行告示、改正告示を基に大和総研作成

次に、内部格付手法については、株式や、金融機関、売上高 500 億円超の事業法人向けエクスポージャーについて内部格付手法の利用が制限されるほか、パラメータの見直しが行われている。さらに、「資本フロア」が導入され、内部格付手法等を使用した場合の自己資本比率の分母の額に対して下限（標準的手法等で算出した額の一定割合）が設定され、自己資本比率の分母の圧縮額が一定限度に制限される。

改正告示は、国際統一基準行又は内部モデルを用いる国内基準行については 2024 年 3 月 31 日から、内部モデルを用いない国内基準行については 2025 年 3 月 31 日から、それぞれ適用される。ただし、いずれも 2023 年 3 月 31 日から早期適用することも可能である。

### 3. 標準的手法の見直し

#### (1) 金融機関向けエクスポージャー

銀行・銀行持株会社（外国銀行を含む）、信用金庫、信用協同組合等の「金融機関」向けエクスポージャーの RW は、現行告示では、「設立国の政府」に対する格付に応じて決定され、我が国の金融機関向けエクスポージャーの RW は 20% である。

##### (ア) 金融機関向けエクスポージャーに格付が付されている場合

改正告示では、金融機関向けエクスポージャーの RW は、（設立国の政府ではなく）金融機関に対する格付に応じて図表 2 のようになる<sup>1</sup>（改正告示 63①②）。

図表 2 金融機関向けエクスポージャー（有格付）の RW

AAA+～AA-	A+～A-	BBB+～BBB-	BB+～B-	B-未満
20%	30% (※1)	50% (※1)	100% (※2)	150%

(※1) 短期債権（満期まで 3 カ月以内（貿易取引関連債権の場合、満期まで 6 カ月以内）の債権）の場合、20% の RW を適用できる。

(※2) 短期債権（※1 参照）の場合、50% の RW を適用できる。

（出所）改正告示を基に大和総研作成

上記の格付は、暗黙の政府支援を勘案していないものを用いなければならない（改正告示 63 ③）。ただし、経過措置が認められ、2029 年 3 月 30 日までは、暗黙の政府支援を勘案した格付も用いることができる（附則 6）。

##### (イ) 金融機関向けエクスポージャーが無格付の場合

金融機関向けエクスポージャーに格付が付されていない場合、その金融機関の自己資本比率規制等の充足度に応じて設定されるグレードに基づき図表 3 のようになる（改正告示 63⑤～⑩）。

<sup>1</sup> デュー・ディリジェンス分析の結果、格付が示す信用状態よりもリスクが高いと評価する場合、格付に対応する信用リスク区分よりも、一段階以上、下位の RW を適用することが求められる（改正告示 63④）。

図表3 金融機関向けエクスポージャー（無格付）のRW

グレード区分	グレード区分の定義 (以下を満たす場合(※1)に該当)	RW
A	①債務履行能力を有し、経済状況・事業環境が悪化した場合にもその能力を継続して維持することが見込まれる ②国際統一基準行：自己資本比率の水準が「最低水準+資本バッファ」以上(※2)で、レバレッジ比率が3%以上 ③国内基準行：自己資本比率の水準が最低水準(4%)以上	40%(※3) (一定の場合(※4)、30%にできる)
B	①債務を履行する能力に疑義が生じていない ②国際統一基準行：自己資本比率の水準が最低水準以上(※5)で、レバレッジ比率が3%以上	75%(※6)
C	①債務履行能力に疑義がある、又はすでに債務を履行できない状態にある ②自己資本比率の水準が最低水準未満 ③直近1年間に、外部監査人が、財務諸表に関して不適正意見を表明、又は継続企業の前提に重大な疑義を表明	150%

(※1) グレードAは、①及び、②と③のいずれか、グレードBは、①及び②、グレードCは、①～③のいずれかに該当した場合。

(※2) 普通株式等 Tier1 比率が7%以上、Tier1 比率が8.5%以上、総自己資本比率が10.5%以上(便宜上、カウンターシクリカル・バッファ等は考慮していない)。

(※3) 短期債権(満期まで3カ月以内(貿易取引関連債権の場合、満期まで6カ月以内)の債権)の場合、20%のRWを適用できる。

(※4) 国際統一基準行の場合、普通株式等 Tier1 比率が14%以上で、レバレッジ比率が5%以上の場合(国内基準行については、該当する場合が定められていない)。

(※5) 普通株式等 Tier1 比率が4.5%以上、Tier1 比率が6%以上、総自己資本比率が8%以上。

(※6) 短期債権(満期まで3カ月以内(貿易取引関連債権の場合、満期まで6カ月以内)の債権)の場合、50%のRWを適用できる。

(出所) 改正告示を基に大和総研作成

#### (ウ) 第一種金融商品取引業者又は保険会社への準用

第一種金融商品取引業者又は保険会社が、銀行の自己資本比率規制(又は類似の規制)の適用を受ける場合、それらに対するエクスポージャーのRWは、(ア)(イ)と同様となる(改正告示64、64の2)。

#### (2) 法人等向けエクスポージャー

改正告示では、法人等<sup>2</sup>に対するエクスポージャーのRWは図表4の通りである<sup>3</sup>(改正告示65①③)。

<sup>2</sup> 会社、組合、信託、基金、事業者たる個人その他これらに準ずる事業体を指し、外国におけるこれらに相当するものを含む。

<sup>3</sup> デュー・ディリジェンス分析の結果、格付が示す信用状態よりもリスクが高いと評価する場合、格付に対応する信用リスク区分よりも、一段階以上、下位のRWを適用することが求められる(改正告示65②)。



図表 4 法人等向けエクスポージャーの RW

信用リスク区分	AAA+ ～ AA-	A+ ～ A-	BBB+ ～ BBB-	BB+ ～ BB-	BB- 未満	無格付	
						中堅中小企業等	その他
改正告示	20%	50%	75%	100%	150%	原則 100%だが、85%も可	100%
(参考) 現行告示	20%	50%	100%	100%	150%	100%	100%

(出所) 現行告示、改正告示を基に大和総研作成 (赤字は現行告示からの改正部分)

格付が BBB+～BBB- の場合、RW が現行告示の 100% から 75% に引き下げられる。

また、無格付で「中堅中小企業等」(売上高(連結)が 50 億円未満<sup>4)</sup> に該当する場合、85% の RW の適用は銀行の任意(案段階では強制適用)とされているため、無格付の法人等向けエクスポージャーの原則的な RW である 100% を適用することも可能である(この場合、与信先が中堅中小企業等に該当するか否かを確認する手間が省けることになる)。なお、後述(3)の通り、中堅中小企業等向けエクスポージャーのうち一定の要件を満たすものは、(図表 4 の RW ではなく)「適格中堅中小企業等向けエクスポージャー」として 75% (又は 45%) の RW を適用できる。

### (3) リテール向けエクスポージャー

現行告示では、「中小企業等」(資本金が 3 億円以下の一定の法人等)向けエクスポージャーと個人向けエクスポージャーのうち一定の要件を満たすものについて、RW を 75% とすることができる(現行告示 68①)。

改正告示では、対象が「中堅中小企業等」(売上高(連結)が 50 億円未満<sup>5)</sup>向けエクスポージャーと個人向けエクスポージャーのうち、以下の全ての要件を満たすものについて、RW を 75% とすることができる<sup>6)</sup>(改正告示 67①)。

- ①一債務者に対するエクスポージャー(※1)の合計額(※2)が、1 億円以下(※3)  
 ②一債務者に対するエクスポージャー(※1)の合計額(※2)が、上記①を満たす(個人向け又は中堅中小企業等向け)エクスポージャー(※4)の合計額の 0.2% 以下(※3)

(※1) 債券に対するエクスポージャー、自己居住用不動産等向けエクスポージャー、賃貸用不動産向けエクスポージャー(後述)等を除く。

(※2) オフ・バランス取引の与信相当額を含み、派生商品取引等の与信相当額を含まないもので、信用リスク削減手法の適用前のエクスポージャーの額。ただし、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除する。

(※3) 銀行が、複数の債務者の間に密接不可分な関係があると判断していた場合、それらを一体として一債務者とみなす。

(※4) 延滞エクスポージャー(後述)を除く。

上記①②の要件を満たす中堅中小企業等向けエクスポージャーと個人向けエクスポージャー

<sup>4)</sup> 卸売業など、事業規模を判断するのに売上高が適切でない場合は、総資産が 50 億円未満の法人等が該当。

<sup>5)</sup> 脚注 4 参照。

<sup>6)</sup> ただし、個人向けエクスポージャーのうち、貸出金の通貨と債務者の収入の通貨が異なるものは、為替リスクの 9 割以上がヘッジされていなければ、1.5 倍した RW (112.5%) を適用する(改正告示 77 の 2)。

のうち、以下に該当するものについては、RW を **45%** とすることができる（改正告示 67③）。

- (A) (商品又はサービスの購入による) クレジット・カードの利用に係るエクスポージャーで、過去 12 カ月間にわたり、遅滞なく、定められた時期に返済が履行されているもの
- (B) 契約上定められた上限の範囲内で、債務の残高が債務者の任意で判断で変動し得るエクスポージャー (※) で、過去 12 カ月間にわたり、債務の残高が 0 であるもの

(※) コミットメント以外のエクスポージャー。

前述の通り、個人以外のリテール向けエクスポージャーは、現行告示では「中小企業等」向けエクスポージャーとされているが、改正告示では「中堅中小企業等」向けエクスポージャーに変更される。

この点について経過措置が設けられ、銀行が標準的手法採用行で**国内基準行**である場合は、**2030年3月30日**までは、現行告示の「中小企業等」向けエクスポージャーに該当すれば、それを改正告示における「中堅中小企業等」向けエクスポージャーと扱い、75%又は45%のRWを適用することが認められる（附則7）。

#### (4) 株式

現行告示では、株式のRWは100%である（現行告示76）。

改正告示では、株式（及び株式と同等の性質を有するもの<sup>7)</sup>）のRWは、原則として**250%**、「投機的な非上場株式」は**400%**とされる。ただし、図表5のようにRWは段階的に引き上げられる（改正告示76①、附則11①）。

図表5 株式のRWの段階的引き上げ

適用時期	2024/3/31 ~ 2025/3/30	2025/3/31 ~ 2026/3/30	2026/3/31 ~ 2027/3/30	2027/3/31 ~ 2028/3/30	2028/3/31 ~ 2029/3/30	2029/3/31 ~ 2030/3/30	2030/3/31 ~
国際行・内部モデルを用いる国内行	100% (100%)	130% (160%)	160% (220%)	190% (280%)	220% (340%)	250% (400%)	
内部モデルを用いない国内行	100% (100%)		130% (160%)	160% (220%)	190% (280%)	220% (340%)	250% (400%)

(注) カッコ内の数値は、投機的な非上場株式のRW。

(出所) 改正告示を基に大和総研作成

上記の「投機的な非上場株式」は、以下のものが該当する。ただし、企業再生を目的とするもの、長期的な顧客取引の一部であるもの（政策保有株式はこれに該当し得ると考えられる）は除かれる（改正告示76③）。

- ①短期的な売買により譲渡益を取得することを期待する非上場株式投資
- ②金融市場における相場その他の指標に係る価格変動を伴い、かつ、長期的にトレンド以上の

<sup>7)</sup> 改正告示76②で定義されている。

多額の譲渡益又は利益を取得することを想定する非上場株式投資

## (5) 不動産関連エクスポージャー

### (ア) 自己居住用不動産等向けエクスポージャー

#### (i) 原則的扱い

現行告示では、一定の要件を満たす住宅ローンは、債務者の自己居住目的の住宅に限らず、賃貸目的（アパート・ローン）の場合も「抵当権付住宅ローン」として35%のRWを適用する（現行告示69）。一方、改正告示では、住宅ローンは「自己居住用不動産等向けエクスポージャー」と「賃貸用不動産向けエクスポージャー」（債務の返済が賃料等に依存するもの）に分けられ、後者にはより大きなRWを適用する。

具体的には、改正告示では、以下のいずれかに該当する住宅の取得等に係るエクスポージャーは「自己居住用不動産等向けエクスポージャー」とされる。告示改正案と異なり、賃貸目的の場合でも、債務の返済が賃料等に依存していない1億円以下のものも含まれる。

- ①個人向けの住宅ローンで抵当権が設定されている住宅が自己居住目的（※1）で、資金使途が住宅の建設等（※2）に限定されているもの
- ②個人向けの貸付で資金使途が住宅の建設等（※2）に限定され、住宅に抵当権が設定され、一債務者に対するエクスポージャー額（※3）が1億円以下で、以下のいずれかに該当するもの
  - (a) 賃貸目的でない
  - (b) 賃貸目的の場合、返済が専ら住宅からの賃料その他の収入に依存していない

（※1）別荘その他これに類するものを除く。

（※2）住宅の建設、取得、増改築その他の住宅関連費用。

（※3）信用リスク削減手法適用前の額で、資金使途が住宅の建設等に限定されているもの（返済が専ら当該住宅からの賃料その他の収入に依存しているものを除く）。

自己居住用不動産等向けエクスポージャーは、所定の適格性の要件<sup>8</sup>を満たす場合、「LTV比率」に応じて図表6のRWが適用され、適格性の要件を満たさない場合、75%のRWが適用される（改正告示68①②）<sup>9</sup>。

図表6 自己居住用不動産等向けエクスポージャー（適格）のRW

LTV比率	50%以下	50%超 60%以下	60%超 80%以下	80%超 90%以下	90%超 100%以下	100%超
RW	20%	25%	30%	40%	50%	70%

（出所）改正告示を基に大和総研作成

<sup>8</sup> 抵当権が原則として第一順位であること、債務者の返済能力が適当であること、担保物件の価値評価に健全かつ保守的な算定基準が設けられていること、信用リスクの監視に必要な情報に関する文書が作成されていることが定められている（他の不動産関連エクスポージャーと異なり、物件の建設が完了していることは求められない）（改正告示68③）。

<sup>9</sup> ただし、貸出金の通貨と債務者の収入の通貨が異なる場合、為替リスクの9割以上がヘッジされていなければ、1.5倍したRW（ただし、150%が上限）を適用する（改正告示77の2）。



LTV 比率は、(a)自己資本比率の算出日時点のエクスポージャー（信用リスク削減手法の適用前）の額を、(b)「信用供与の実行時点」における担保物件の価値<sup>10</sup>、で割った値である（改正告示 68④等）。例えば、(a)が 3,000 万円、(b)が 4,000 万円の場合、LTV 比率は 75%（=3,000 万円÷4,000 万円）となる。

## (ii) 国内基準行の特例

国内基準行である標準的手法採用行には、自己居住用不動産等向けエクスポージャーについて簡易的な扱いが認められる。具体的には、適格性の要件を満たす自己居住用不動産等向けエクスポージャー<sup>11</sup>について、抵当権により完全に保全されている場合は 35%の RW<sup>12</sup>、抵当権により完全に保全されていない場合は 75%の RW を適用することができ、LTV 比率の算出が不要となる（改正告示 68 の 2①）。

### (イ) 賃貸用不動産向けエクスポージャー

#### (i) 原則的扱い

改正告示では、以下の要件の全てを満たす住宅ローンに係るエクスポージャーは「賃貸用不動産向けエクスポージャー」とされる（改正告示 69①②）。

- ① 抵当権が設定されている住宅が、賃貸に供する目的であり、かつ、資金使途が住宅の建設、取得、増改築その他の住宅関連費用に限定されていること
- ② 以下のいずれにも該当しないこと
  - (a) 住宅建設又は宅地開発を主たる業務として行っている事業者に対するエクスポージャー
  - (b) 資金使途が社宅等の建設、取得又は増改築であるエクスポージャー
- ③ 返済が専ら当該住宅からの賃料その他の収入に依存していること（※）

（※）返済が専ら当該住宅からの賃料その他の収入に依存していないことを銀行が説明できない場合も含まれる。

賃貸用不動産向けエクスポージャーは、所定の適格性の要件<sup>13</sup>を満たす場合、図表 7 の RW が適用され、適格性の要件を満たさない場合、150%の RW が適用される（改正告示 69①②）<sup>14</sup>。

<sup>10</sup> (b)の額（「信用供与の実行時点」における額）が不明な場合のために、以下の措置が設けられている。国内基準行である標準的手法採用行は、上記(b)の担保物件の価値の算出時点は「信用供与の実行時点」に限定されていない（算出時点は明らかにされていない）（改正告示 70 の 5）。また、国際統一基準行・内部格付手法採用行は、2023 年 3 月 31 日に保有するエクスポージャーについては、（信用供与の実行時点ではなく）2023 年 3 月 31 日の前の直近の物件の価値評価額を用いることができる（附則 8①）。

<sup>11</sup> 適格性の要件を満たさない場合、75%の RW を適用する（改正告示 68 の 2②）。

<sup>12</sup> 2007 年 3 月 31 日に保有していた既存の住宅ローンについては、「住宅ローンの実行時点」で抵当権により完全に保全されていた場合、35%の RW を適用できる（附則 9）。

<sup>13</sup> 物件の建設が完了していること、抵当権が原則として第一順位であること、債務者の返済能力が適当であること、担保物件の価値評価に健全かつ保守的な算定基準が設けられていること、信用リスクの監視に必要な情報に関する文書が作成されていることが定められている（改正告示 69③）。

<sup>14</sup> ただし、個人向けの貸付で、貸出金の通貨と債務者の収入の通貨が異なる場合、為替リスクの 9 割以上がヘッジされていなければ、1.5 倍した RW（ただし、150%が上限）を適用する（改正告示 77 の 2）。

図表 7 賃貸用不動産向けエクスポージャー（適格）の RW

LTV 比率	50%以下	50%超 60%以下	60%超 80%以下	80%超 90%以下	90%超 100%以下	100%超
RW	30%	35%	45%	60%	75%	105%

（出所）改正告示を基に大和総研作成

## （ii）国内基準行の特例

国内基準行である標準的手法採用行には、賃貸用不動産向けエクスポージャーについて簡易的な扱いが認められる。具体的には、適格性の要件を満たす賃貸用不動産向けエクスポージャー<sup>15</sup>について、抵当権により完全に保全されている場合は **60%**の RW<sup>16</sup>、抵当権により完全に保全されていない場合は **105%**の RW を適用することができ、LTV 比率の算出が不要となる（改正告示 69 の 2①）。

## （ウ）事業用不動産関連エクスポージャー

改正告示では、以下の要件の全てを満たす、不動産の建設、取得、増改築その他の不動産関連費用、又は運用を目的とした事業向けのエクスポージャーは「事業用不動産関連エクスポージャー」とされる。

①信用供与の目的とする不動産に抵当権その他の担保権が設定されていること

②返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存していること（※）

（※）返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存していないことを銀行が説明できない場合も含まれる。

事業用不動産関連エクスポージャーは、適格性の要件<sup>17</sup>を満たす場合、図表 8 の RW が適用され、適格性の要件を満たさない場合、**150%**の RW が適用される（改正告示 70①②）。

図表 8 事業用不動産関連エクスポージャー（適格）の RW

LTV 比率	60%以下	60%超 80%以下	80%超
RW	70%	90%	110%

（出所）改正告示を基に大和総研作成

## （エ）その他不動産関連エクスポージャー

以下の要件の全てを満たす、不動産の建設、取得、増改築その他の不動産関連費用、又は運用を目的とするエクスポージャーで、適格性の要件<sup>18</sup>を満たすものは「その他不動産関連エクスポージャー」とされ、RW を **60%**とすることができる（改正告示 70 の 2①）。

<sup>15</sup> 適格性の要件を満たさない場合、150%の RW を適用する（改正告示 69 の 2②）。

<sup>16</sup> 2007 年 3 月 31 日に保有していた既存の住宅ローンについては、「住宅ローンの実行時点」で抵当権により完全に保全されている場合、60%の RW を適用できる（附則 9）。

<sup>17</sup> 脚注 13 参照。

<sup>18</sup> 脚注 13 参照。

- ①自己居住用不動産等向けエクスポージャー、賃貸用不動産向けエクスポージャー又は事業用不動産関連エクスポージャーではないこと
- ②信用供与の目的とする不動産に抵当権が設定されていること
- ③LTV 比率が 60%以下であること

## (6) 特定貸付債権向けエクスポージャー

いわゆるプロジェクト・ファイナンス（発電プラント等の特定の事業に対する信用供与で、返済原資が事業からの収益に限定されるもの）等は、「特定貸付債権向けエクスポージャー」と呼ばれる。

特定貸付債権向けエクスポージャーは、格付<sup>19</sup>が付されている場合、その RW は前述（2）の法人等向けエクスポージャーと同様に扱われる（改正告示 65 の 2①）。一方、特定貸付債権向けエクスポージャーに格付が付されていない場合、RW は原則として **100%**である。ただし、運用段階以前のプロジェクト・ファイナンスの RW は **130%**である<sup>20</sup>（改正告示 65 の 2③～⑤）。

## (7) 延滞エクスポージャー

現行告示では、元金又は利息の支払いが 3 カ月以上延滞しているエクスポージャーは「延滞エクスポージャー」とされ、個別貸倒引当金の引当率に応じて図表 9 の RW が適用される（現行告示 71）。

改正告示では、延滞エクスポージャーの範囲として、金融機能再生法における「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」（3 カ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）等が含まれ、範囲が拡大される（適用される RW は図表 9 と同じ）（改正告示 71）。

**図表 9 延滞エクスポージャーの RW**

エクスポージャー額に対する 個別貸倒引当金等の額の割合	20%未満	20%以上 50%未満	50%以上
RW	150%	100%	50%

（出所）現行告示、改正告示を基に大和総研作成

## (8) オフ・バランス取引の与信相当額の掛目

標準的手法採用行が一定のオフ・バランス取引を行う場合、与信相当額はその想定元本額に一定の掛目をかけた額とされる（それに与信先の RW をかけた額が信用リスク・アセットとなる）。

<sup>19</sup> ここでは、特定の債務に付与された格付（個別格付）を指す。債務者の一般的な債務返済能力に関する格付（債務者信用力格付）は該当しない。

<sup>20</sup> 運用段階のプロジェクト・ファイナンスの RW は原則として 100%だが、一定の要件を満たし、信用力が高いと認められる場合、80%とすることができる。

オフ・バランス取引のうち、任意の時期に無条件で取り消し可能なコミットメントの掛目が、現行告示の0%（信用リスク・アセットは0）から、改正告示では10%に引き上げられる（改正告示78）。ただし、「内部モデルを用いない国内基準行」（後述6．参照）に対しては、コミットメントのうち、個人向けのクレジット・カードに係るものについては、掛目が図表10のように段階的に引き上げられる（附則12）。

**図表10 個人向けのクレジット・カードに係る掛目の段階的引き上げ**

適用時期	2025/3/31～ 2026/3/30	2026/3/31～ 2027/3/30	2027/3/31～ 2028/3/30	2028/3/31～ 2029/3/30	2029/3/31～ 2030/3/30	2030/3/31～
掛目	0%	2%	4%	6%	8%	10%

（出所）改正告示を基に大和総研作成

例えば、2026年3月31日時点（掛目は2%）で、ある個人向けのクレジット・カードの与信枠100万円のうちすでに40万円が引き出されている場合（残りの60万円は任意の時期に無条件で取り消し可能なコミットメント）、その個人のRWが45%（前述（4）参照）のとき、信用リスク・アセットは、 $(40万円 + 60万円 \times 2\%) \times 45\% = 18.54万円$ となる。

さらに、改正告示では、以下の要件の全てを満たすコミットメントについては、与信相当額を算出する必要がない（信用リスク・アセットは0）とされている（改正告示78③）。

- ①取引の相手方が法人等であること（※）
- ②取引の契約の締結及び維持に当たって、手数料その他これらに類する経費を受領していないこと
- ③取引の相手方が信用供与枠の引出しをするときは、その都度、当該相手方からの申請が行われること
- ④取引の相手方による信用供与枠の引出しに係る全ての権限を銀行が有していること
- ⑤取引の相手方による信用許与枠の引出しの承認に当たっては、③の申請の都度、当該相手方の信用力の評価を銀行が行っていること

（※）事業者たる個人が取引の相手方の場合、オフ・バランス取引が事業性のものであるときに限る。

## 4. 内部格付手法の見直し

### （1）概要

内部格付手法とは、信用リスク・アセットを、所定の算式に、銀行が推計したパラメータを代入して算出する手法である。パラメータには、デフォルト率（PD）、デフォルト時損失率（LGD）、デフォルト時エクスポージャー（EAD）があり、事業法人等向けエクスポージャーについて、PDのみを銀行が推計する手法（LGD・EADは自行で推計しない）を「基礎的内部格付手法」と、PDに加えてLGD・EADも銀行が推計する手法を、「先進的内部格付手法」と呼ぶ。

改正告示では、内部格付手法について主に以下の見直しがなされている。

- ①アセット・クラスごとの内部格付手法の適用

- ②一定のエクスポージャーに対する内部格付手法の利用制限
- ③パラメータの見直し
- ④スケーリング・ファクター（1.06倍）の廃止
- ⑤資本フロアの導入（後述4.参照）

## （2）アセット・クラスごとの内部格付手法の適用

現行告示では、内部格付手法採用行は、原則として全てのエクスポージャーに内部格付手法を適用することが求められる（現行告示146①）。

改正告示では、内部格付手法採用行は、以下のアセット・クラスのうち内部格付手法が適さないと判断されるものに対しては、内部格付手法を適用しないこととされた（改正告示146②）。

- |                       |                              |
|-----------------------|------------------------------|
| ①ソブリン向けエクスポージャー（※1）   | ⑥居住用不動産向けエクスポージャー（※1）        |
| ②金融機関等向けエクスポージャー（※1）  | ⑦適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー（※1） |
| ③事業法人向けエクスポージャー（※1,2） | ⑧その他リテール向けエクスポージャー（※1）       |
| ④特定貸付債権（※1）           | ⑨購入リテール向けエクスポージャー            |
| ⑤購入事業法人等向けエクスポージャー    |                              |

（※1）購入債権を除く。

（※2）特定貸付債権を除く。

## （3）内部格付手法の利用制限

### （ア）株式等エクスポージャー

現行告示では、株式等エクスポージャーには内部格付手法が認められている（現行告示166）。

改正告示では、内部格付手法採用行でも、株式等エクスポージャーには内部格付手法は認められず、標準的手法と同様に、原則として250%のRW、投機的な非上場株式には400%のRWを適用して信用リスク・アセットを算出することとされた（改正告示166）。

ただし、経過措置により、2024年3月31日から5年間は、現行告示の下、内部格付手法で算出されたRWと、改正告示の標準的手法の下で段階的に引き上げられるRW（前掲図表5の上段の欄）のうち、大きい方のRWを適用することができる（附則11②）。例えば、2025年3月31日時点で、ある上場株式について現行告示の下で算出されたRWが140%だった場合、標準的手法の下でのRWは130%のため（図表5参照）、これらのうち大きい方である140%のRWを適用できる。

### （イ）一定の事業法人又は金融機関向けエクスポージャー

現行告示では、先進的内部格付手法が適用される事業法人等向けエクスポージャーは、特段限定されていない。

改正告示では、先進的内部格付手法採用行は、以下の事業法人又は金融機関向けのエクスポージャーについては、LGD・EADの自行推計値を用いることが認められないとされ（改正告示147②）、

基礎的内部格付手法と同様の方法で信用リスク・アセットを算出することとなる。

①連結売上高（※）が 500 億円を超える事業法人

②金融業、保険業その他これらに類する業種に属する事業を主たる事業として営む者

（※）当該事業法人が連結財務諸表を作成している場合、及び銀行が同一のグループに属するものとして管理している場合は、連結の売上高であって、直近 3 年間の平均値又は 3 年ごとに更新される直近の値。

#### （４）パラメータの見直し

現行告示では、PD の下限が 0.03% に設定されている（現行告示 155②）。改正告示では、PD の下限が **0.05%** に引き上げられる（改正告示 155②）。

基礎的内部格付手法では、LGD は告示で定められる所定の値が適用される。事業法人向けエクスポージャー（劣後債権以外）の LGD は、現行告示では 45%（現行告示 156②）とされているが、改正告示では **40%** に引き下げられる（改正告示 156②）（事業法人向けのシニア債権以外は変更なし）。

#### （５）スケーリング・ファクターの廃止

現行告示では、内部格付手法で信用リスク・アセットを算出する際、所定の算式で算出した信用リスク・アセットの額を 1.06 倍することが求められる<sup>21</sup>（現行告示 152）。改正告示では、この措置が廃止されている（改正告示 152）。

### 5. 資本フロアの導入

#### （１）原則的扱い

改正告示では、「資本フロア」が導入され、内部格付手法等を使用した場合の自己資本比率の分母は、標準的手法等で算出した額の一定割合が下限とされる。具体的には、以下のいずれかに該当する銀行は、自己資本比率の分母が、後述の「標準的な手法」で算出した額の「一定割合」が下限となる（改正告示 13、24、36、47）。

①信用リスク・アセットに係る内部格付手法採用行

②マーケット・リスク相当額に係る内部モデル方式採用行

③派生商品取引の与信相当額に係る期待エクスポージャー方式の承認を受けた、（信用リスク・アセットに係る）標準的手法採用行

上記の「一定割合」は、原則として **72.5%** である。ただし、2023 年 3 月 31 日より前に内部格付手法の承認を受けていた銀行は、この「一定割合」は図表 11 のように段階的に引き上げられる（附則 5）。

<sup>21</sup> バーゼルⅡ導入の際に、所要自己資本額がバーゼルⅠと同等になるように設けられた措置である。



図表 11 資本フロアの段階的引き上げ

適用時期	2024/3/31～ 2025/3/30	2025/3/31～ 2026/3/30	2026/3/31～ 2027/3/30	2027/3/31～ 2028/3/30	2028/3/31～ 2029/3/30	2029/3/31～
資本フロア	50%	55%	60%	65%	70%	72.5%

(出所) 改正告示を基に大和総研作成

上記の「標準的な手法」は、以下のリスクの区分に応じて定められた手法（複数の手法がある場合は、そのうちいずれかの手法）である。

- ①信用リスク：標準的手法（※1）
- ②信用リスクのうち証券化エクスポージャー：外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式
- ③信用リスクのうちCVAリスク：BA-CVA（基礎的方式）、SA-CVA（標準的方式）、簡便法
- ④信用リスクのうち中央清算機関関連エクスポージャー：派生商品取引等の与信相当額はSA-CCR、レポ形式の取引等の与信相当額は包括的手法
- ⑤マーケット・リスク：標準的方式、簡易的方式（※2）
- ⑥オペレーショナル・リスク：標準的計測手法

(※1) 派生商品取引・長期決済期間取引の与信相当額は、SA-CCRにより算出する。

(※2) 内部モデル方式採用行の場合、標準的方式。

## （2）新たに内部格付手法の使用を開始した場合の扱い

現行告示において、標準的手法採用行が新たに内部格付手法の使用を開始した場合、その後2年間、内部格付手法で算出した信用リスク・アセットは、標準的手法で算出した信用リスク・アセットの一定割合（1年目は90%、2年目は80%）が下限とされている。

改正告示でもほぼ同様の措置が設けられ、標準的手法採用行が新たに内部格付手法の使用を開始した場合、その日から2年間、自己資本比率の分母が「標準的な手法」（（1）と同様）で算出した額の一定割合（1年目は90%、2年目は80%）が下限となる（改正告示13②、24②、36②、47②）。この場合、（1）で述べた原則的扱いは適用されない。

## 6. 適用時期

前述のように、改正告示は、国際統一基準行又は内部モデルを用いる国内基準行については2024年3月31日から、内部モデルを用いない国内基準行については2025年3月31日から、それぞれ適用される（附則1、2①）。ただし、いずれも2023年3月31日から早期適用することも可能である（附則1、2①③④）。

「内部モデルを用いない国内基準行」は、以下の要件を全て満たす国内基準行が該当する（附則2②）。

- ①信用リスク・アセットの計算において（改正告示の下で）内部格付手法を使用していない。

- ②マーケット・リスク相当額の計算において（現行告示及び改正告示の下で）内部モデル方式を使用していない。
- ③オペレーショナル・リスク相当額の計算において（現行告示の下で）先進的計測手法を使用していない。
- ④CVA リスク相当額の計算において（改正告示の下で）SA-CVA を使用していない。
- ⑤以下の者の子会社でない。
- (a) 国際統一基準行（銀行持株会社を含む）
  - (b) 内部格付手法採用行（銀行持株会社を含む）
  - (c) マーケット・リスク相当額の計算において（現行告示及び改正告示の下で）内部モデル方式を使用している銀行・銀行持株会社
  - (d) オペレーショナル・リスク相当額の計算において（現行告示の下で）先進的計測手法を使用している銀行・銀行持株会社
  - (e) 農林中央金庫
  - (f) 最終指定親会社（※）

（※）特別金融商品取引業者の親会社を指す。

## 7. 見直しの影響

### （1）住宅ローン、アパート・ローンへの影響

告示改正により幅広い見直しが行われるが、ここでは標準的手法採用行の業務への主な影響について検討する<sup>22</sup>。

住宅ローン（自己居住用）は、現行制度では、原則として一律 35%の RW だが、見直し後は、LTV 比率に応じて 20%～70%の RW となる（国内基準行の特例あり）。LTV 比率が小さければ、現行制度よりも RW が小さくなるため、LTV 比率を小さくする、すなわち、担保物件額に対する貸出額を小さくするインセンティブが働く。

一方、アパート・ローン（賃貸用）は、現行制度では、原則として住宅ローンと同じ 35%の RW が適用されるが、見直し後は、LTV 比率に応じて 30%～105%となる<sup>23</sup>（国内基準行の特例あり）。多くのケースで現行制度よりも RW が大きくなるため、アパート・ローンの貸出が抑制される可能性がある。

また、住宅ローンとアパート・ローンは、見直し後は適格性の要件が課されるが、アパート・ローンについては、貸出前に物件の建設が完了していることが求められることにも留意が必要だろう（一方、住宅ローンにはこの要件は課されない）。

<sup>22</sup> 自己資本比率の水準への影響に関して、拙稿「[信用リスク・アセットの算出手法の見直し](#)」（2021年11月11日付大和総研レポート）参照。

<sup>23</sup> 前述のように、アパート・ローン（賃貸用）でも、返済が賃料収入に依存しない1億円以下の一定のものは、住宅ローン（自己居住用）と同じRWが適用される。

## (2) 有価証券投資への影響

図表 12 の通り、株式や劣後債等、主な有価証券の RW が引き上げられるため、有価証券投資が制約される恐れがある。ただし、株式は 5 年間で、劣後債は 3 年間でそれぞれ段階的に RW が引き上げられるため、影響も徐々に生じると考えられる。

一方、格付が BBB である事業法人発行のシニア債は、RW が 100% から 75% に引き下げられるため、相対的に投資しやすくなるだろう。

図表 12 有価証券の RW の見直し

		現行告示	改正告示
株式		RW=100%	RW= <b>250%</b> (投機的な非上場株式： <b>400%</b> ) (※1)
債券 (事業法人 発行)	シニア債	BBB の場合、RW=100%	BBB の場合、RW= <b>75%</b>
	劣後債	格付に応じて RW=20%~150%	一律、RW= <b>150%</b> (※2)
TLAC 債・ 同順位債	国際行が 保有	ダブル・ギアリング規制の対象。資本 控除とならなかった部分は、金融機関 向け債権 (※3)	ダブル・ギアリング規制の対象。資本控 除とならなかった部分は、RW= <b>150%</b>
	国内行が 保有	自行の自己資本の 5% 相当額まで、金 融機関向け債権 (※3)。当該額を超え る部分は、RW=150%	一律、RW= <b>150%</b> (※4)

(※1) 5 年間で段階的に RW を引き上げ。

(※2) 他の規定により 150% の RW が適用される場合を除き、適用 1 年目の RW は 100%、適用 2 年目の RW は 125%。

(※3) 我が国金融機関の場合、RW は 20%。

(※4) 2019 年 3 月 31 日以前から継続保有している TLAC 債は、2029 年 3 月 30 日まで (現行告示の下での) 金融機関向け債権と扱うことができる。

(出所) 現行告示、改正告示を基に大和総研作成

(以上)